

スマホやパソコンで **e-Tax**を利用して自宅で簡単に申告の手続きができます

スマートフォンやパソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅で簡単に申告の手続きができます。特に給与所得がある人は源泉徴収表の写真から内容を自動で入力できるなど、スマホでの申告が大変便利です。

POINT 1 24時間対応 いつでも申告できます!

POINT 2 来庁不要! 待ち時間0!

POINT 3 とても簡単! 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

おすすめ!

●税の控除に必要な証明書を介護保険の窓口で交付できます

介護保険認定者本人または本人の扶養者が、所得税や住民税を課税されている場合、介護保険の認定情報が基準を満たすときは、税の控除を受けることができます。控除に必要な証明書「①障害者控除対象者認定書」「②おむつ代の医療費控除の証明書」は、市の介護保険の窓口で交付できます。

※①は、身体障害者手帳など控除に必要な書類をすでに持っている人には交付していません。

※②は、医師が交付する証明書の代わりになる書類です。介護保険認定時の主治医意見書をもとに市が作成します。

☎ 高齢障がい課 高齢介護係(1階⑭番窓口) ☎85-7129

●医療費控除の計算

毎年医療費の計算をせずに来場する人が多く、待ち時間の増加につながっています。この混雑を解消するため、医療費は必ず事前に計算をして、下表に示す「医療費の明細書」が計算内容がわかるメモなどを持参してください。

医療費控除は税金の控除であり、医療費の払い戻しではありません。

キリトリ

住所 _____

氏名 _____

※この明細書は申告書と一緒に提出してください。

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			医療費の区分	支払った医療費	
			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
合計				円	円

医療費の計算方法 ※領収日を確認してください。(令和7年1月1日から令和7年12月31日までのもの)
※領収書を人ごとに分け(A子・B子)、次に医療費の区分に分けて計算してください。

記入例

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
			医療費の区分	支払った医療費	
田川 A子	妻	〇〇病院ほか	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	500,000円	300,000円
田川 B子	子	〇〇病院・△△薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000円	
合計				550,000円	300,000円

医療費控除額 = 【医療費の合計】 - 【保険金などで補填される額】
- 【総所得金額などの5%か10万円のどちらか少ない額】
※ただし、控除額は200万円を限度とします。

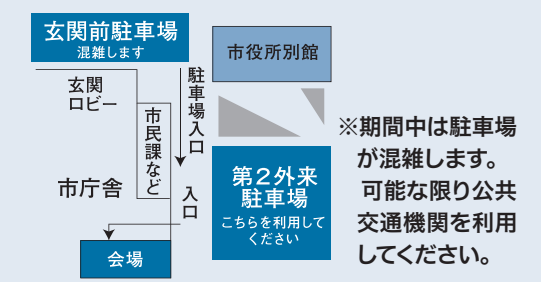
☎ 税務課 市民税保険税係 【申告期間中】 ☎44-2000 内線125 【申告期間外】 ☎85-7110

令和8年度 市県民税 国民健康保険税 申告のご案内

期 2月16日月 ~ 3月16日月 ※土日祝日を除く

時 8時30分 ~ 12時・13時 ~ 16時

場 市役所1階 大会議室



POINT ※今年度から受付時間を変更しています。 ※2月19日(木)と3月5日(木)は19時まで申告受付相談を行います。

申告会場の混雑を解消するため、下表の地区ごとに指定した「申告日」に来場してください。もし、各相談地区の相談日に来場できない場合は、期間内の別日に申告してください。なお、次の人は市役所では申告受付できません。直接税務署に相談してください。

【市役所で申告受付できない人】 ①青色申告者 ②特殊経営農家 ③配当所得または譲渡所得がある人(20万以下の場合、市役所に相談してください。) ④住宅借入金等特別控除を受ける人(控除を受ける初年度の人) ⑤政党等寄附金等特別控除を受ける人 ⑥消費税を申告する人 ⑦準確定申告をする人(昨年死亡した人)

申告に必要なもの

- ①マイナンバーカードなどの本人確認書類
 - ②事業(営業)などを行っている人 収入支出のわかる帳簿領収書類
 - ③農業をしている人 帳簿領収書類(営農通帳・農協の購買品明細書など)、大型農機具を購入した場合の領収書、ライスセンターなどの利用料のわかるもの、小作料の領収書、収入経費管理表など
 - ④給与収入(アルバイトなど含む)のある人 源泉徴収票または給与支払証明書
 - ⑤年金収入のある人 公的年金などの源泉徴収票、遺族年金・障害年金の年金証書
 - ⑥所得控除に必要な書類 生命・地震保険料の支払証明書、国民年金などの支払証明書または領収書、医療費控除の明細書(領収書も可)、身体障害者手帳など
- ※社会保険料控除を受けるには、その保険料の支払いを証明する書類が必要です。必ず持参してください。
- ※医療費控除を受ける人は、領収書の合計額を計算して持参してください。また、高額医療や生命保険などの補填があるときは、補填額のわかる書類を持参してください。

注意事項

- 申告が必要と思われる人には、2月上旬に別途申告の案内はがきを送付します。
- この申告は、令和7年1月1日から令和7年12月31までの1年間の収入を申告するものです。確定申告書を税務署に提出した人は市県民税の申告は必要ありません。
- 国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告してください。所得金額が一定以下のときは、国民健康保険税が軽減される場合があります。
- ※申告がない場合は軽減されません。
- 税務署から確定申告関係書類が届いた場合は、可能な限り「田川税務署」で申告してください。

申告日	申告地区・時間	
	8時30分~12時	13時~16時
2/16 月	魚町	川端町
2/17 火	東町、桐ヶ丘、寿町	番田町、伊田町、鉄砲町、蛭ヶ丘
2/18 水	白鳥町、中央団地4区、南白鳥町	伊加利、芳ヶ谷
2/19 木	上伊田西、中央団地1区、三井鎮西	古賀町、上伊田東、中央団地2区
2/20 金	夏吉、三井平原	中央団地3区、吉田、西ヶ浦市住
2/24 火	楠	泉ヶ丘、夏吉2区、桜ヶ丘
2/25 水	夏吉緑ヶ丘、昭和団地、岩屋、日吉町	日吉町市住、田川団地、立見、御祓
2/26 木	下伊田、糸飛	城山町、城山団地
2/27 金	猪位金1区、猪位金6区、長尾	平和団地、猪位金5区
3/ 2 月	清美町、猪位金4区	猪位金2区、猪位金3区、猪位金7区
3/ 3 火	新川宮、初井、新野上団地、江田、位登団地	下弓削田
3/ 4 水	川宮	見立、野上、角銅原、下見立
3/ 5 木	奈良、文字山団地	上弓削田、中央町、ひかりヶ丘
3/ 6 金	新町、高住町、日の出町	三井大藪、栄町、新生町
3/ 9 月	三井伊田	後藤寺東団地、平岡、上本町
3/10 火	西平松町、清水町、桜町、本町	千代町、大浦町、丸山町、後藤寺西団地
3/11 水	西本町、平松町、宮尾町、大黒町、三井本部西	大浦朝日ヶ丘、新大浦町、大浦団地、会社町、春日町、大浦市住
3/12 木	星美台、向陽台、松原1区	松原2区、あさひ台、松原3区
3/13 金		予備日
3/16 月		予備日

※予備日は、各相談地区の相談日に来場できない人を対象に申告受付・相談を行います。